

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	上下水道局 お客さまセンター 普及指導係	
許 認 可 等 名	排水設備等の新設, 増設又は改築の計画の確認	
根 拠 法 令	徳島市公共下水道事業条例	
根 拠 条 項	第4条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5311)	
審 査 基 準	<p>○徳島市公共下水道事業条例 (排水設備等の計画の確認)</p> <p>第4条 排水設備(これに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は, あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて, 管理規程で定めるところにより, 申請書に必要な事項を記載した書類を添付して提出し, 管理者の確認を受けなければならない。</p> <p>○徳島市公共下水道事業条例施行規程 (排水設備の設置基準)</p> <p>第12条 排水設備(水洗便所を除く。)の設置基準については, 法令及び条例に定めるもののほか, 次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 管渠(きょ)の構造は, 暗渠式によること。ただし, 雨水のみを排除する場合の管渠の構造は, 開渠式とすることができる。</p> <p>(2) 排水管の土かぶり高は, 私道内で30センチメートル以上, 宅地内では20センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) まずは, 次に掲げるところにより設置すること。</p> <p>ア 管渠の起点, 終点, 会合点, 屈曲点その他維持管理上必要な箇所, 直線部分においては内径の120倍以内の間隔にそれぞれ設置すること。ただし, その必要がないと認められる箇所には, 枝付管又は曲管を使用することができる。</p> <p>イ アによって設置するまずは, 内径又は内径の15センチメートル以上の円形又は角形とし, 堅固で耐久性及び耐震性のある構造とすること。ただし, 私道内に設置する場合は, 20センチメー</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和2年12月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 10日 (休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

- トル以上の円形又は角形とする。
- ウ ますの底部には，汚水ますはインバートを，雨水ますは15センチメートル以上の泥だめを設けること。
- エ 蓋は堅固で耐久性のある材質とし，汚水ますは密閉蓋とする。特に分流式では雨水の侵入を防止する構造とすること。
- オ 基礎はますの種類，設置条件等を考慮し適切な基礎を施すこと。
- (4) 換気を必要とする箇所には，適当な外気を流通させるのに必要な換気装置を設けること。
- (5) 台所，浴室，洗濯場その他でじんかい，土砂等が流出する吐口には，目幅10ミリメートル以下の鉄格子又は金網によるじんかい土砂防止装置を取り付けること。
- (6) 防臭を必要とする箇所には，容易に内部を検査及び掃除できる構造の防臭装置を設けること。
- (7) 防臭弁又はトラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破られるおそれがあるときは，外気流通の装置を設けること。
- (8) 油脂類を多量に排出する吐口には，阻集器を設けること。
- (9) 管渠，ますその他排水設備の付属装置の材料は，酸及びアルカリに対して耐えるものとし，構造は，不浸透でかつ耐久力のあるものとする。